

個人番号提示等に関する委任状
※個人番号を記入しない場合、提出は不要です。
※個人番号が記載された申請書を本人以外が提出する際に必要です。

委任状

令和 年 月 日

(宛先)山梨県後期高齢者医療広域連合長

委任者(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

下記の者に、委任項目の権限を委任します。

受任者住所	
受任者氏名	
受任者生年月日	大・昭・平 年 月 日
受任者電話番号	()

●委任項目

- 葬祭費受領に関する一切の権限
- 療養費受領に関する一切の権限
- 高額療養費受領に関する一切の権限
- その他（後期高齢者医療高額療養費等支給の手続きに伴う個人番号提示等に関する一切の権限）

※注意事項

- 委任者（頼んだ人）の名前は、必ず本人が自筆で書いてください。
本人による署名が困難な場合は、委任状の代わりに本人の資格確認書を窓口にご持参ください。
- 窓口では、受任者の本人確認を行います。裏面をご確認のうえ、本人確認ができる書類をご持参ください。

「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」運用開始に伴う、「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」の提出時における本人確認について

平成28年1月から、「社会保障・税番号制度」の本格運用が始まり、本申請においても個人番号の記載が必要となりました。

つきましては、申請書を市町村窓口に出す際、以下のとおり本人確認(番号確認・身元確認・代理権の確認)を行う必要があります。

■個人番号を記載した申請書を、**本人**が提出する場合

委任状の提出は不要です。

以下のいずれかの提示が必要です。

① 個人番号カード(マイナンバーカード)

② 個人番号を確認できる書類
またはその写し

+

身分証明書(顔写真あり) 1つ
(運転免許証やパスポートなど)

または

身分証明書(顔写真なし) 2つ
(資格確認書や年金手帳など)



■個人番号が記載された申請書を、**代理人**に委任して提出する場合

以下の①~③のすべての提示が必要です。

① 委任状

② 本人の個人番号を確認できる書類、またはその写し

③ 代理人の身分証明書(顔写真あり1つ または 顔写真なし2つ)

■申請書に個人番号を記入せず、**本人**または**代理人**が提出する場合

委任状の提出は不要です。

提出する方の身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。

※個人番号の確認・記入は市町村担当者が行います。

※郵送での提出の場合、上記書類の写し(委任状は原本)を同封してください。

※被保険者の方が死亡された場合等の理由により、「個人番号」をお持ちでない場合は、「個人番号」の記載は必要ありません。

※申請に関するご不明な点は、市町村の後期高齢者医療担当窓口、または山梨県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。